インボイス制度
－オンライン説明会－

～　導入編　～

「消費税の基本的な仕組みから知りたい方へ」

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室
（令和６年４月）

インボイス制度　－オンライン説明会－

「消費税の基本的な仕組みから知りたい方へ」

こんな疑問をお持ちの方へ

- インボイス制度が始まるって聞いたけど、自分にも関係があるのかな…
- インボイスを交付するためには、課税事業者になる必要があるって聞いたけど、課税事業者になったらどうなるのかな…
- 登録すべきか、どうやって判断すればいいのかな…
- 今、免税事業者だけど、登録手続はどうすればいいのかな…

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

○　「インボイス制度」の概要

「インボイス制度」

ポイント1　**令和5年10月1日から開始**した、仕入税額控除の方式です。

売　手
（インボイス発行事業者）

売上税額
10,000円
（10%）

インボイスにより、税率と税額の
認識を一致させる

仕入税額
10,000円
（10%）

買　手
（課税事業者）

ポイント2

買手のためにインボイスを交付

※　**事前に登録手続**が必要

※　**<u>登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります</u>**

ポイント3

インボイスを保存して
<u>仕入税額控除</u>を適用

インボイス制度の正式名称
＝適格請求書等保存方式

○　「インボイス制度」の疑問

A社

- ぬいぐるみ工房を経営
- 作ったぬいぐるみを、町の雑貨屋B社へ、販売している
- これまで消費税の申告を行ったことがない（免税事業者）
  ※前々年度の課税売上げ：600万円

A社さんの売上先
（課税事業者）

疑問１
仕入税額控除ってなに？

疑問２
当社が**登録しないと**
どうなるんだろう・・・

疑問３
申告って、**どう計算**するの？
売上げの10％を納税
しなきゃいけないの？

疑問４
登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問５
インボイスって
どう作ればいいの？

まずは、消費税の仕組みから・・・

○　消費税の基本的な仕組み

「消費税」の仕組み

取引に対して
課税

消費者
が負担

	材料業者	製造業者	小売業者	消費者
取引	売上げ　12,000 消費税①　1,200	売上げ　20,000 消費税②　2,000 仕入れ　12,000 消費税①　1,200	売上げ　26,000 消費税③　2,600 仕入れ　20,000 消費税②　2,000	支払総額　28,600 消費者が負担した消費税 **2,600**
消費税	納付税額・A ①＝**1,200**	納付税額・B ②－①＝**800**	納付税額・C ③－②＝**600**	
	申告・納付	申告・納付	申告・納付	

対応

各事業者の納付税額（計）
1,200＋800＋600＝**2,600**

消費税と地方消費税を合わせた
税率（10%）で計算しています。
（単位：円）

事業者が
申告･納付

申告・納付が必要な事業者は？

○　消費税の基本的な仕組み

申告・納付が必要な事業者

【課税期間】
納付する消費税額の計算の基礎となる期間
原則、個人事業者は暦年、法人は事業年度

【基準期間】
原則、個人事業者は課税期間の前々年、
法人は前々事業年度

例：個人事業者や12月末決算の法人（事業年度１年）

X1.1.1～X1.12.31
（基準期間）

X2.1.1～
X2.12.31

X3.1.1～X3.12.31
（課税期間）

前々年の課税売上高で判断

1,000万円超 → **課税事業者**

届出書
提出

1,000万円以下 → **免税事業者**

選択可能

ポイント

消費税の申告及び納付を行う必要

前々年度の売上、
600万円でした！

納付する消費税って、
具体的にどうやって計算するの？

○　消費税の基本的な仕組み（仕入税額控除）

計算方法

・商品の販売
・サービスの提供
など

・商品の仕入れ代金
・外注費
・事務所の家賃
など

※　消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

売上げの消費税額（売上税額）　マイナス　**仕入れや経費の消費税額**（仕入税額）　＝　納付する税額（納付税額）

疑問１
仕入税額控除ってなに？

ポイント
差し引く計算が
仕入税額控除

ただし…
仕入税額控除には**請求書等**と**帳簿の保存**が**必要**

令和５年９月まで	令和５年１０月以降（インボイス制度）
区分記載請求書	**インボイス**

事業者（免税事業者含む）が交付するもの

登録を受けたインボイス発行事業者（課税事業者）が交付するもの

「インボイス」を交付するには登録が必要なんですね！

○　登録しない場合の取引先への影響

疑問２
当社が**登録しないと**
どうなるんだろう・・・

登録をしないと、売上先（B社）にインボイスを交付できない
売上先（B社）は、**インボイスがなければ仕入税額控除ができなくなるが、経過措置が適用されるため・・・**

インボイス制度後

仕入先（材料業者）
13,200円
うち10%相当分※
①1,200円
※ 取引対価×10/110

A社 当社（製造業者）
22,000円
うち10%相当分※
②2,000円

B社 売上先（小売業者）
28,600円
うち10%相当分※
③2,600円

（消費者）

B社 の納付税額

	③ 売上税額		② 仕入税額		納付税額
当初の３年間	2,600円	－	1,600円（80%控除可）	＝	1,000円
その後３年間	2,600円	－	1,000円（50%控除可）	＝	1,600円
経過措置期間終了後	2,600円	－	0円	＝	2,600円

ポイント

制度開始後**６年間**は、仕入税額の次の**一定割合を控除できる経過措置**が設けられています（請求書の保存など、要件があります）

【令和５年10月～令和８年９月】８０％

【令和８年10月～令和11年９月】５０％

登録したら、
申告が必要なんですよね・・・

○　登録して課税事業者となった場合

疑問３
申告って、**どう計算**するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、
インボイスを保存し、**仕入税額控除を行えば**…

インボイス制度後

仕入先
（材料業者）

13,200円
（うち10%相当分※
①1,200円）
※　取引対価×10/110

当社
（製造業者）

22,000円
（うち10%相当分※
②2,000円）

売上先
（小売業者）

28,600円
（うち10%相当分※
③2,600円）

（消費者）

A社の納付税額

控除可

②		①		
2,000円	－	**1,200円**	＝	**800円**
売上税額		**仕入税額**		**納付税額**

ポイント

納付税額は、売上げの10%**ではなく**、
仕入税額控除後の金額です※
※　帳簿とインボイスの保存が必要です

＋

２割特例により**非常に簡易**に納付税額を計算することができます

２割特例って
なんだろう・・・

○　２割特例

２割特例を適用する場合の計算方法

ポイント2　インボイスは保存不要

※　消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

売上げの消費税額　－（マイナス）　仕入れや経費の消費税額　＝　納付する税額

売上税額の２割

売上げの消費税額　×　80%

ポイント1　売上税額が分かれば納付税額の計算が可能

簡易課税制度選択届出書を提出している事業者であっても、２割特例により申告することができます。

（例）１年間の売上げが700万円（税70万円）の事業者の場合

ステップ１

70万円　×　80%　＝　56万円

売上税額　　仕入税額

ステップ２

70万円　－　56万円　＝　14万円

売上税額　　仕入税額　　納付税額

ポイント3

２割特例の適用により、**事務負担と税負担の軽減**※を図ることができます

※１　免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者などが対象となります。

※２　適用期間は、R5.10.1～R8.9.30までの日の属する課税期間です。

※３　消費税の申告に際して、仕入れや経費の実額計算やインボイスの保存は不要です。

○　２割特例

ただし…

2割特例を適用する場合の留意点

○　インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者に適用されるため、以下のいずれかに該当する場合には、２割特例は適用できません。

1　インボイス発行事業者でない課税事業者

2　次に掲げる場合などのようにインボイス制度と関係なく課税事業者となる者

- 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
- 資本金1,000万円以上の新設法人
- 調整対象固定資産又は高額特定資産の取得により免税事業者とならない事業者

○　上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月１日から登録を受けた場合における同日以後の適用関係（基準期間の課税売上高のみを考慮している）

年分	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	―	―	適用可	適用**不可**	適用可	適用**不可**

○　簡易課税制度

インボイスは
保存不要

売上げの消費税額　－　**仕入れや経費の消費税額**　＝　納付する税額

売上げの消費税額　×　みなし仕入率

みなし仕入率は業種ごとに
決められている。
（例：サービス業は50%）

簡易課税制度の
事業区分の表

１年間の売上げ（サービス業）が700万円（税70万円）だと

ステップ１

70万円　×　**50%**　＝　**35万円**

売上税額　みなし仕入率　仕入税額

ステップ２

70万円　－　**35万円**　＝　35万円

売上税額　仕入税額　納付税額

○　２割特例の適用期間終了後は、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、提出日を含む課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

○　簡易課税制度を選択すると…

→　簡易課税制度を適用せず計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません

→　最低でも２年間の継続適用が必要です

【簡易課税制度と２割特例のイメージ】

売上税額　７０万円
（売上　７００万円）

－

【簡易課税制度】
仕入税額　３５万円
※ 売上税額７０万円×５０％

＝

納付する税額　３５万円

▲21万円

税負担を軽減

２割特例

売上税額７０万円×２割
納税額を売上税額の２割に軽減

納付する税額　１４万円

○　登録の判断

疑問４
登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先（買手）からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- □ **消費者や免税事業者、簡易課税制度又は２割特例の適用により申告する課税事業者**である売上先は、**インボイスを必要としません**
- □ 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- □ 売上先の数が少ない事業者は、売上先に直接相談することも考えられます

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- □ 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- □ 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
  なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます
  （経過措置終了後は控除できません）
- □ 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談することも検討しましょう

仕入税額控除に関する経過措置（**インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて**）

制度開始後**６年間**は、仕入税額の**一定割合を控除できます**（請求書の保存など、要件があります）
【令和５年10月～令和 ８年９月】80%
【令和８年10月～令和11年９月】50%

◆　**登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和４年１月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください

○　インボイス発行事業者となる場合（インボイスの作り方）

疑問５

インボイスって どう作ればいいの？

ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**今までの請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～　請求書の対応例　～

※　**下線部**は、特に注意する項目です

※　登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書

㈱○○ 御中

▲▲▲▲㈱
登録番号T1234･･･

日 付	品 名	金 額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
	※ 軽減税率対象	
8％対象 15,000円 10%対象 3,000円	消費税1,200円 消費税 300円	

①交付先の相手方（売上先）の氏名又は名称

②取引年月日

③税率ごとに区分して合計した対価の額及び**適用税率**

④売手（当社）の氏名又は名称及び**登録番号**

⑤取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

⑥**税率ごとに区分した消費税額**

- 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたもの**であれば**インボイスになります**（請求書に限られません）
- 売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
  どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら考えましょう
- **売上先**が**「仕入明細書」**などの形で**作成する書類も該当**します

○　インボイス発行事業者となる場合（手続）

免税事業者の登録申請手続

ポイント

○　インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（登録申請書）を提出する必要があります（「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。）。

○　登録を受けると課税事業者となります。登録を受けた場合、登録日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要です。

○　免税事業者は、令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間においては、登録希望日（申請書提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。

○　免税事業者が、登録を受けた場合には、インボイス発行事業者の登録を取りやめたときであっても、登録を受けた日から２年を経過する日の属する課税期間までの間は、免税事業者となることはできません（令和５年10月１日の属する課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）。

特設サイト
申請手続

例：免税事業者が令和６年２月1日に登録を受けようとする場合）

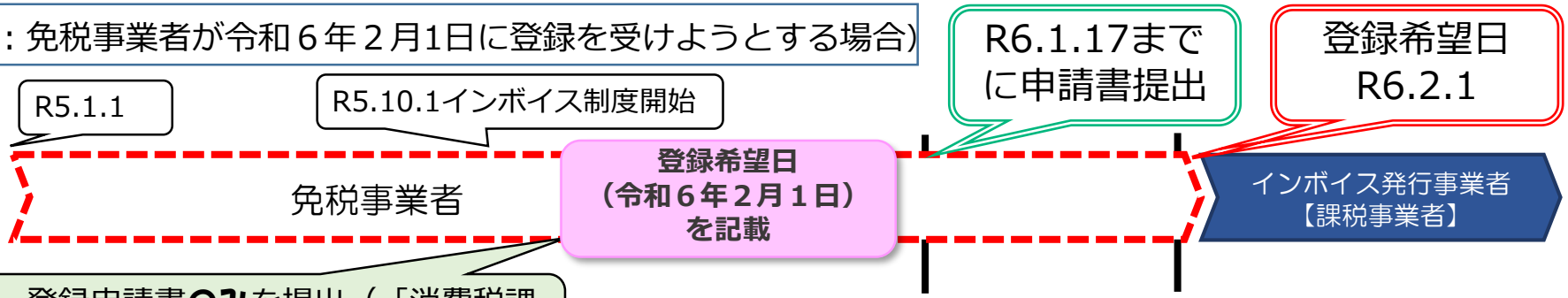

登録申請書**のみ**を提出（「消費税課税事業者選択届出書」は**提出不要**）

○　インボイス発行事業者となる場合（e-Tax）

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

◆個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます

◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください

※　e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	**問答形式**（画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの） 画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ 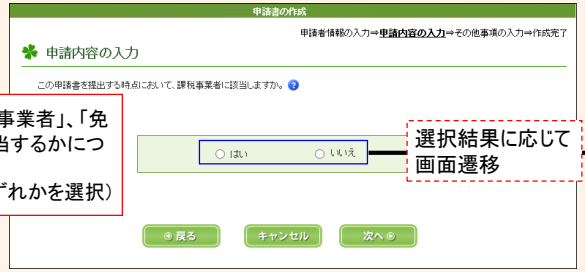 申請時点において「課税事業者」、「免税事業者」のどちらに該当するかについての質問画面（「はい」、「いいえ」のいずれかを選択） 選択結果に応じて画面遷移 課税事業者用の画面に遷移 免税事業者用の画面に遷移		**帳票形式** 書面と同様に各項目に入力するイメージ 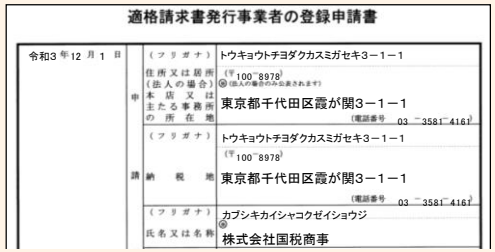 適格請求書発行事業者の登録申請書 令和3年12月1日 （フリガナ）トウキョウトチヨダクカスミガセキ3－1－1 住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3－1－1 TEL 03-3581-4161 （フリガナ）トウキョウトチヨダクカスミガセキ3－1－1 納税地 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3－1－1 TEL 03-3581-4161 （フリガナ）カブシキカイシャコクゼイショウジ 氏名又は名称 株式会社国税商事
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(※)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

※　個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。

消費税の納税について

納期限（法定納期限）

	確定申告分の納期限（法定納期限）
個人事業者	３月31日（土日の場合は、翌月曜日）
法人事業者	課税期間終了日の翌日から2月以内

中間申告分については、国税庁ホームページをご覧ください。

納付手続

国税の納付については、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）や振替納税など様々な納付手続があります。
※　申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

計画的な納税資金の積立て（予納ダイレクトのご紹介）

「予納ダイレクト」は、①将来に納付が見込まれる国税を、②e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、③指定した期日に**予**（あらかじ）め**納**付できる手続です。

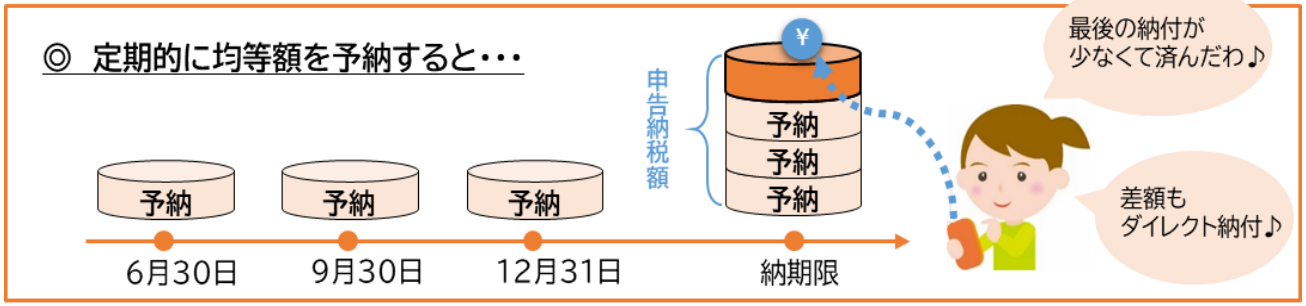

- ✓ **申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減**
- ✓ **延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避**

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

納税が困難な方には「猶予制度」があります

納期限までに納税できない事情がある場合は、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

（参考）　受領したインボイスの適正性の確認

○　インボイス制度においては、受領したインボイスの登録番号が有効かどうかを「適格請求書発行事業者公表サイト」において確認できるが、この点、**全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく**、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、**事業者においてその頻度等を判断**することとなる。

※　インボイス発行事業者の登録を受けた場合、自ら届出等しない限りその登録は有効であり、登録の取消しも課税期間（原則１年）単位でしかできないため、これらも踏まえて検討する必要。

取引先の規模・関係性・取引の継続性などを踏まえ、判断する

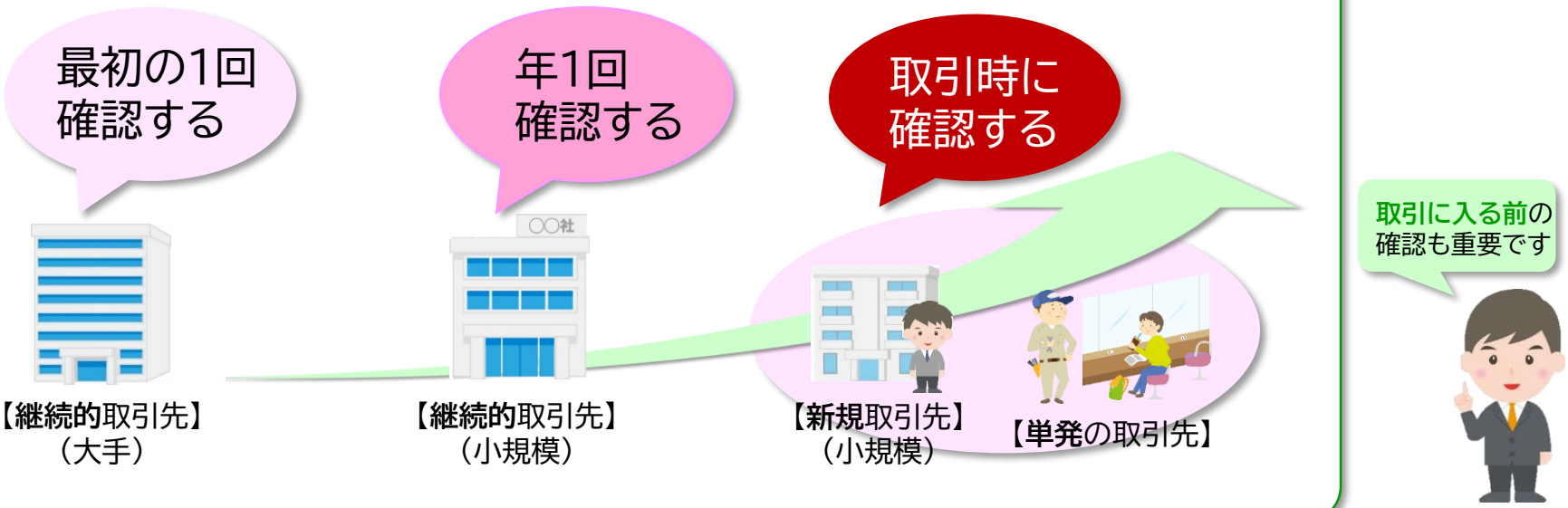

※　少額特例の適用を受ける者や、簡易課税制度や２割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者について、納税額を売上税額の２割とする特例）を選択する事業者は、仕入税額控除にインボイスの保存は不要であるため、上記対応は不要となる。

※　「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Web-API機能の仕様を公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用している場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能となる。

（参考）　インボイス制度後の税務調査の運用について

令和5年8月25日　適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議資料より作成

○　これまでも、保存書類の**軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない**。

・　従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。

○　仮に、調査等の過程で、インボイスの**記載事項の不足等の軽微なミス**を把握しても、

・　インボイスに必要な記載事項を他の書類等※で確認する、

※　相互に関連が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。

・　修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応を行う。

○　まずは**制度の定着**を図ることが重要であり、**柔軟に対応**していく。

○　本日の説明のまとめ

インボイス制度とは？ → P1	**令和5年10月1日から開始**した、仕入税額控除の方式です
仕入税額控除とは？ → P5	売上げの消費税額（売上税額） ー（マイナス） **仕入れや経費の消費税額**（仕入税額） ＝ 納付する税額（納付税額） 差し引く計算が **仕入税額控除** 仕入税額控除には インボイスの保存が必要
当社が登録を受けない場合は？ → P6	売上先において、仕入税額控除ができませんが、一定期間は経過措置の適用があります
登録を受けるかどうかの判断は？ → P11	売上先の状況（インボイスを必要としているか）、自身の事業内容（課税事業者となる場合とならない場合のそれぞれの影響など）や税負担・事務負担を踏まえ、検討してみましょう 登録は、任意です
登録する場合は？ → P12～P14	今発行している書類（納品書や請求書、領収書など）を確認し、インボイスとして記載事項を満たす方法を検討しましょう また、登録申請手続を進めましょう

○　事業者の方に対する支援措置など

各種補助金のお知らせ

インボイス制度への対応に取り組む事業者の方へ
各種支援策があります。
詳しくは、リーフレット等をご確認ください。

インボイス制度への対応に取り組む事業者の方へ各種支援策のご案内

その中で、インボイス制度への対応に関連する補助金として、
IT導入補助金があります。
これは、会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助金です。

「IT導入補助金」でIT導入・DXによる生産性向上を支援

対象　中小企業・小規模事業者等

補助額

- **ITツール**：～50万円（小規模事業者補助率４/５、中小企業については３/４）、50～350万円（補助率２/３）
- **PC・タブレット等**：～10万円（補助率１/２）
- **レジ・券売機等**：～20万円（補助率１/２）

補助対象　ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大２年分）、ハードウェア購入費等

○　事業者の方に対する支援措置など

業務や税務手続のデジタル化のメリット

＞　事業者が日頃行う事務処理をデジタル化することにより、正確性の向上や書類保存コストの低減等といったメリットがあると考えています。

紙による事務処理の場合

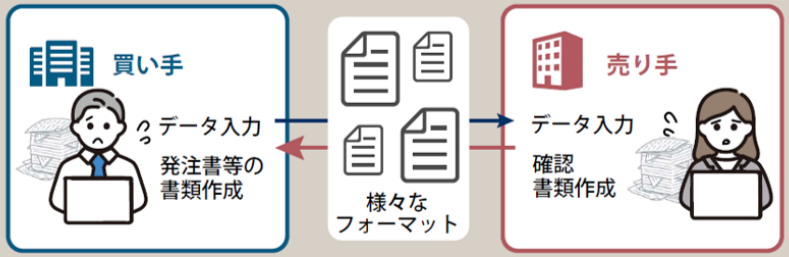

・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

デジタル化による事務処理が実現した場合

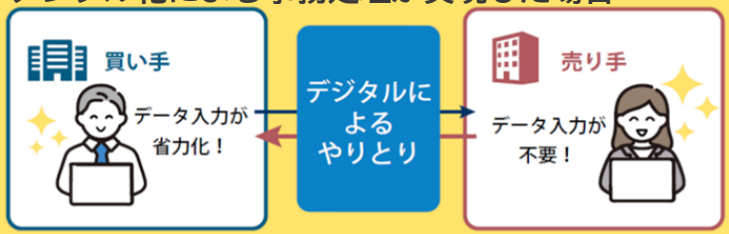

・手作業が減って、煩雑な業務から解放！
・ミスが減って業務がスピードアップ！
・本来やるべき業務に集中して売上アップ！
・書類の保存コストが減少！

デジタル化のためには・・・

スキャナ保存やスマホ保存によるAI-OCR機能やデジタルインボイスに対応した製品の利活用が効果的です！

AI-OCR（紙のデータ化）

AIによるデータ読取による**自動仕訳やインボイス番号等の確認、消費税の経過措置の税額計算**等が可能！

デジタルインボイス（デジタル to デジタル）

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで**一気通貫で自動化！**

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するお問い合わせ先

○　税務相談チャットボット（インボイス制度）
　ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、
AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
　上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットの
ご利用はこちらから

税務職員ふたば

○　インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）
　専用ダイヤル　0120-205-553（無料）　【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く。）
　インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※　個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「２」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

○　インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ＨＰの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ＆Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ

※　インボイスQ&A…「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年６月）（令和６年４月改訂）」

※　消費税の一般的な事柄及び手続については、「消費税のあらまし」等をご覧ください。

参考資料

参-１　仕入明細書による対応

参-２　消費税額等の端数処理

参-３　インボイス等の電磁的記録による提供

参-４　簡易インボイスの記載事項

参-５　媒介者交付特例

参-６　インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

参-７　「２割特例」適用可否フローチャート

（参考１）仕入明細書による対応

記載に当たっての留意点

Point　仕入明細書等による対応

○　インボイス制度においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。

○　その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書
«４月分»　○年○月○日

●●（株）御中

登録番号：T123456･･･　（株）△△

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計　229,000円

月	日	取引	仕入金額（税抜）	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
⋮	⋮	⋮		⋮

合計	仕入金額	消費税額等
８%対象	100,000円	8,000円
10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】
- 書類上に確認済みの署名等をもらう
- 受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- 電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
③ 課税仕入れを行った年月日
④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

（参考２）消費税額等の端数処理

記載に当たっての留意点

Point　「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

○　インボイス制度においては、インボイスに記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を**税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は８％（税込みの場合は10/110又は８/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。

○　したがって、インボイスの記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に１円未満の端数が生じる場合には、一のインボイスにつき、税率ごとに１回の端数処理を行います【例①】。

※　端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。

※　例えば、一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：**認められる**例】

請求書

○○㈱ 御中　　○年11月30日

㈱△△

請求金額（税込）60,197円　　（T123…）

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト　※	83	167	13,861	－
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	－
11/15	花	57	77	4,389	－
11/15	肥料	57	417	23,769	－
８％対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

端数処理

《計算例》

・　税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計

→　８％対象：27,060円（税抜き）

10%対象：28,158円（税抜き）

・　それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理１回ずつ）

→　８％対象：27,060×８／100＝2,164.8→2,164円

10%対象：28,158×10／100＝2,815.8→2,815円

⇒　インボイスの記載事項として**認められる**。

【例②：**認められない**例】

請求書

○○㈱ 御中　　○年11月30日

㈱△△

請求金額（税込）60,195円　　（T123…）

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト　※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
８％対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

行ごとに端数処理

合算

《計算例》

・　個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）

・　計算した消費税額を、税率ごとに合計

⇒　個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、インボイスの記載事項としては**認められない**。

※　個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

（参考２）消費税額等の端数処理　≪消費税額の端数処理≫

ケース1　各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A：9円＋納品書B：9円＝**18円**

インボイス	保存義務
○	買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　**RO. 7. 5**　No.A

品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
かんづめa1※	35			
かんづめa2※	35			
発泡酒	46			
8%対象合計	**70**	**8%**	**5**	75
10%対象合計	**46**	**10%**	**4**	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

登録番号：T1234…

※は軽減税率対象品目　　**■株式会社**

インボイス	保存義務
○	買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　**RO. 7. 20**　No.B

品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
かんづめb1※	35			
かんづめb2※	35			
発泡酒	46			
8%対象合計	**70**	**8%**	**5**	75
10%対象合計	**46**	**10%**	**4**	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

登録番号：T1234…

※は軽減税率対象品目　　**■株式会社**

インボイス	保存義務
×	買手：× 売手：×

請求書

○株式会社　御中　　RO. 7. 31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　250　（税込金額）

■株式会社

ケース2　月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**20円**

インボイス	保存義務
×	買手：× 売手：×

納品書

○株式会社　御中　　RO. 7. 5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1	35
かんづめa2	35
発泡酒	46
合計	116

■株式会社

インボイス	保存義務
×	買手：× 売手：×

納品書

○株式会社　御中　　RO. 7. 20　No.B

品名	税抜金額
かんづめa1	35
かんづめa2	35
発泡酒	46
合計	116

■株式会社

インボイス	保存義務
○	買手：○ 売手：○

請求書

○株式会社　御中　　RO. 7. 31

（納品日）	（品名）	（税抜金額）
7月5日	**かんづめa1※**	35
⋮	⋮	⋮

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	**140**	**8%**	**11**	151
10%対象合計	**92**	**10%**	**9**	101
			請求金額	252

登録番号：T1234…

※は軽減税率対象品目　　**■株式会社**

（注）各書類中、**太文字（ゴシック体）**がインボイス「記載事項」を示す。

（参考２）消費税額等の端数処理　≪消費税額の端数処理≫

ケース3　相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A：9円＋納品書B：9円＝**18円**

インボイス
○(※)
保存義務
買手：○
売手：○

納品書

○株式会社　御中　　R○．7．5　No.A

品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
かんづめa1※	35			
かんづめa2※	35			
発泡酒	46			
8%対象合計	70	8%	5	75
10%対象合計	46	10%	4	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス
○(※)
保存義務
買手：○
売手：○

納品書

○株式会社　御中　　R○．7．20　No.B

品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
かんづめb1※	35			
かんづめb2※	35			
発泡酒	46			
8%対象合計	70	8%	5	75
10%対象合計	46	10%	4	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス
○(※)
保存義務
買手：○
売手：○

請求書

○株式会社　御中　　R○．7．31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　250　（税込金額）

（内訳）納品書No.A、納品書No.B

登録番号：T1234…
■株式会社

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**20円**

インボイス
○(※)
保存義務
買手：○
売手：○

納品書

○株式会社　御中　　R○．7．5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス
○(※)
保存義務
買手：○
売手：○

納品書

○株式会社　御中　　R○．7．20　No.B

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目　　■株式会社

インボイス
○(※)
保存義務
買手：○
売手：○

請求書

○株式会社　御中　　R○．7．31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　252　（税込金額）

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	140	8%	11	151
10%対象合計	92	10%	9	101

（内訳）納品書No.A、納品書No.B

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

登録番号：T1234…
■株式会社

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする
（注）各書類中、**太文字（ゴシック体）**がインボイス「記載事項」を示す。

（参考３）インボイス等の電磁的記録による提供

○　インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。

○　仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。

○　提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となる。

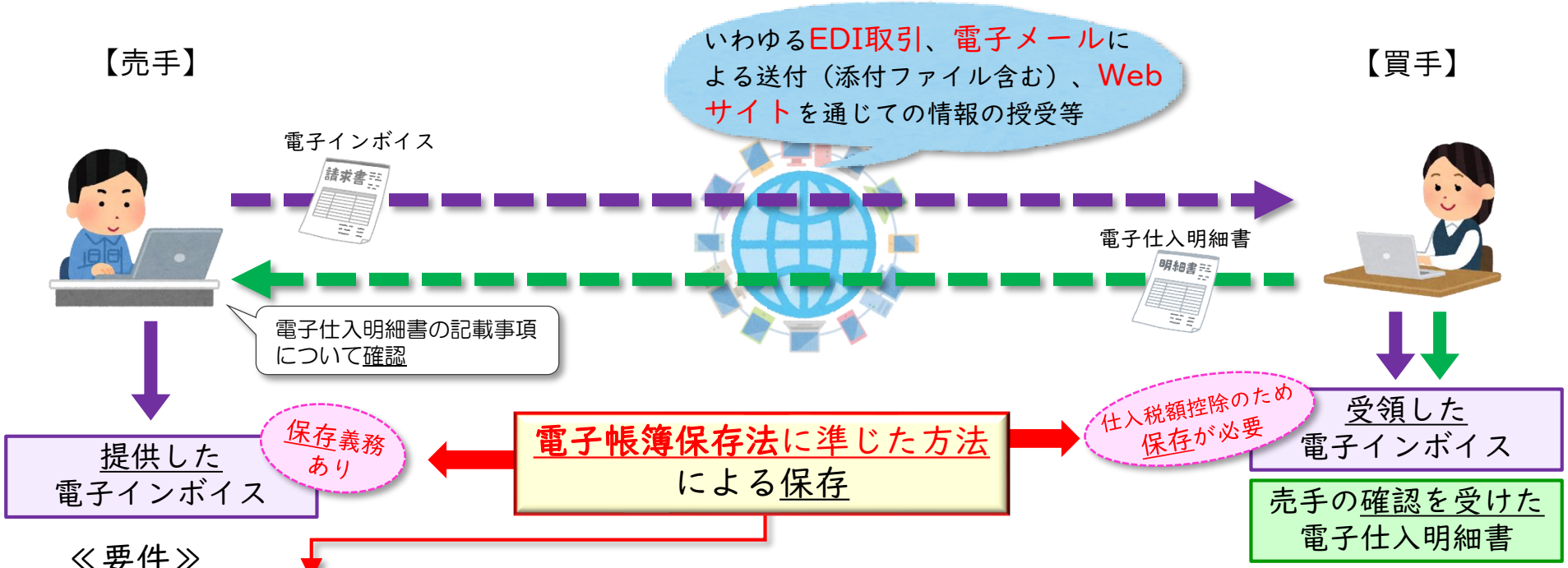

≪要件≫

①　次のいずれかの措置を行う

イ　タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う

ロ　授受後に速やかにタイムスタンプを付す

ハ　データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する

ニ　訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める

②　システム概要書等の備付け

③　操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保

④　検索機能の確保

消費税のみの取扱い

（注）整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

（参考４）簡易インボイスの記載事項

インボイスの記載事項

> インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。

○　様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、インボイスに該当します。

【記載事項】

○　下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

○　不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することができます。

インボイス（適格請求書）

① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

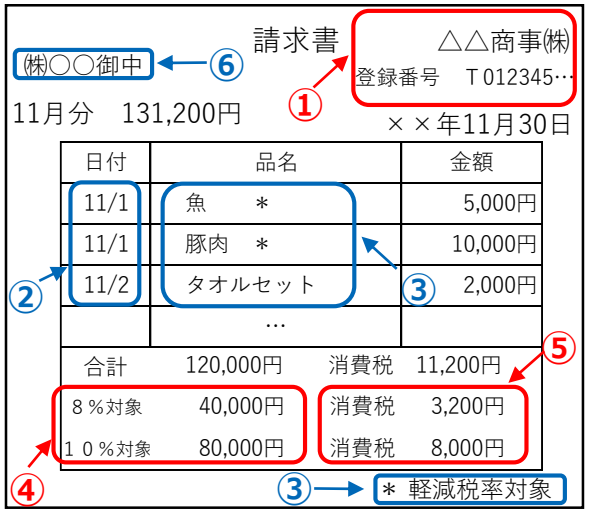

簡易インボイス（適格簡易請求書）

① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

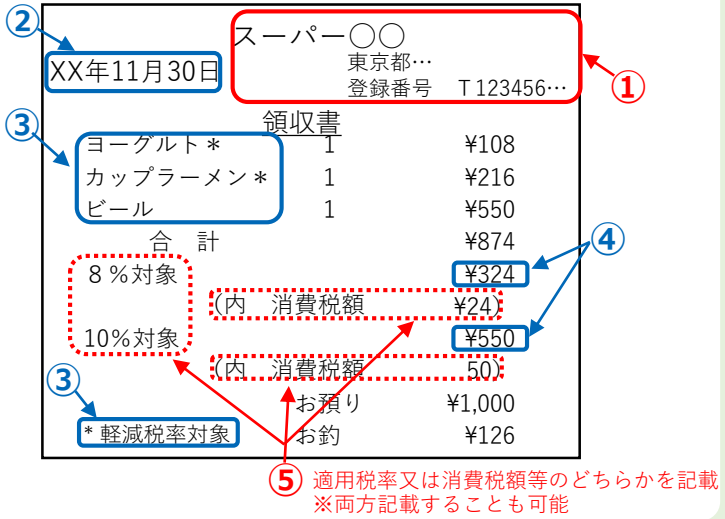

※　⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに１回ずつとなります。

（参考５）媒介者交付特例

交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

業務を委託する事業者（委託者）が**媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して**行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の**双方がインボイス発行事業者である場合**には、一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができます。

【例：委託販売】

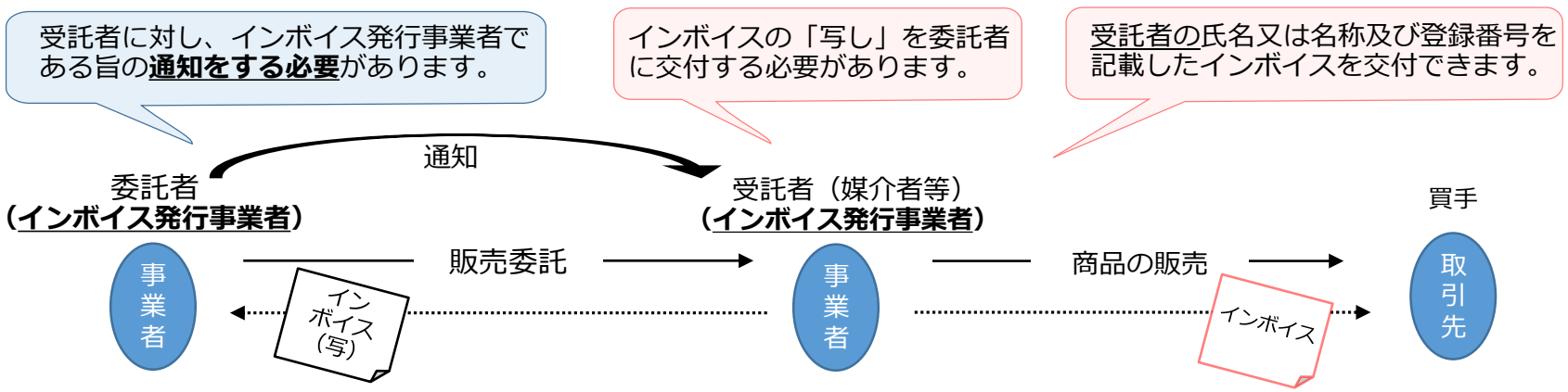

※　委託者及び受託者の**双方において**インボイスの写しを保存する必要があります（委託者に対して交付するインボイスの写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

【参考】　売手とは異なる別の者（インボイス発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和４年９月
（令和７年６月改訂）

◆　令和５年10月１日にインボイス制度が開始されました。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。
　登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

※　免税事業者の方は登録を希望する日（申請書の提出日から15日以後の日）から登録を受けることができます。

申請手続

◆　本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。以下も併せてご参照ください。

① **国税庁「インボイス制度特設サイト」**
インボイス制度に関する相談会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ

② **「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ」**
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ

③ **インボイス制度への対応に関連する補助金**
インボイス制度への対応に当たり、補助金等各種支援策があります。
適用条件や内容について、詳しくはリーフレットをご参照ください。

③ 各種支援策のご案内
リーフレットへ

インボイス制度の概要

令和５年10月１日～

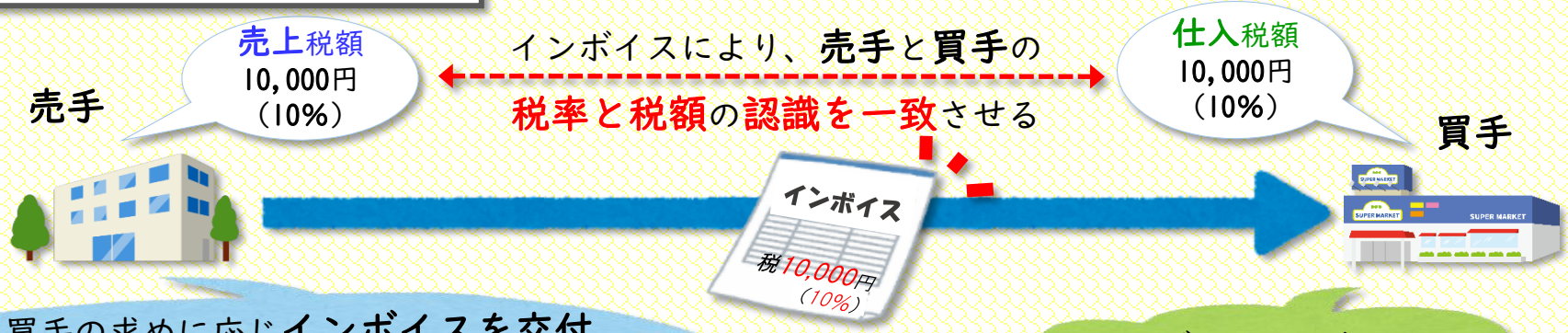

買手の求めに応じ**インボイスを交付**
※　事前にインボイス発行事業者の登録手続が必要
※　課税事業者のみ発行が可能

インボイスを保存して
仕入税額控除を適用

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）

自社

売上先

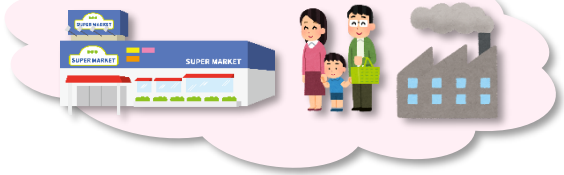

まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から･･･

・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

○ **消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している又は２割特例※1により申告する課税事業者**である売上先は、**インボイスを必要としません。**※1　納付税額を売上税額の２割とする特例

○ 上記以外の**課税事業者である売上先**は、仕入税額控除のために貴社が交付する**インボイスの保存が必要**※2ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%）を控除できます。

※2　一定規模以下の事業者においては、課税仕入れに係る支払対価の額が１万円未満の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる**（少額特例）**ため、インボイスの保存は必要ありません。

令和５年度税制改正（２割特例・少額特例）関係

○ 売上先の数が少ない場合は、**売上先に直接相談する**ことも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

○ **登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。**

○ 現在**免税事業者の方**であっても、登録を受けると、**課税事業者として申告が必要**となります（**２割特例や簡易課税制度を適用することで、**仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する**事務負担の軽減を図る**ことができます）。

○ 登録を受けている間は、**基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、**課税事業者として申告が必要となります。

○ **免税事業者が登録を受けた場合**、原則として**登録日以後２年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については課税事業者として申告納税が必要**になります。

○ **登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが**、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%）が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、**インボイスに該当しない請求書等は交付できます。**

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

○ 登録を受ける場合は、**登録申請手続を行う必要**があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。

○ 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）

次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

□ 取引ごとに**どのような書類を交付しているか**確認しましょう

○ 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
○ インボイスは、**請求書、領収書**など**名称は問いません**。また、**電子データでの提供**や、**手書きでの交付も可能**です。
○ **都度「納品書」の交付**か、**月締め「請求書」の交付**か、**レシート・手書き領収書の交付**があるかなど確認しましょう。

□ 交付している書類等につき**どう見直せばインボイスとなるか**検討しましょう

○ インボイスは、**登録番号、適用税率、消費税額等**の記載が必要となります。
○ 消費税額に１円未満の端数が生じた場合「**１のインボイス当たり税率ごとに１回**」**端数処理**を行うことになります。
○ 相互に関連する**複数の書類で記載事項を満たすことも可能**です。
○ 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
○ 何をインボイスにするか、どう交付するか、**システム改修等も含めて**考えましょう。

□ **売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有**しましょう

○ 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

□ インボイスの**写しの保存方法**や**売上税額の計算方法**を検討しましょう

○ 写しの保存は、**コピーに限られません**。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
○ **売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります**。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

□ 必要に応じて**価格の見直し**も検討しましょう

○ それまで**免税事業者だった方**は、**商品やサービスの価格について消費税を加味して見直し**ましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）

その次に買手としての準備に取りかかりましょう

□ ２割特例や簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

○ **２割特例や簡易課税制度を適用**する場合、仕入税額控除のために**インボイスの保存は不要**です（よって、**以下の項目は検討不要**）。

□ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

○ 継続的でないような**一度きりの取引**、**少額な取引**についても原則として**インボイスの保存が仕入税額控除の要件**となります。
○ **３万円未満の公共交通機関**や従業員に支払う**日当**や**出張旅費**、**通勤手当**など**インボイスの保存が不要となる特例**もあります。
○ 一定規模以下の事業者は、１万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保存が不要です（ただし、経過措置終了後である令和11年10月１日以降の取引は、インボイスが必要となります）。

□ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

○ 仕入先がインボイス発行事業者の**登録を受けるかどうか事前に確認**しましょう。
○ **何がインボイスとなるか**について、仕入先との間で**認識を統一**しておくことが重要です。
○ **必要に応じて価格の見直し等を相談**しましょう。また、**価格の見直し等の相談を受ける**こともあります。

□ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

○ 請求書を、**登録番号のありなしで区分して管理**できるようにすることが重要です。
○ 免税事業者からの課税仕入れに係る**経過措置**（80%・50%控除）**の適用**を受けるには、**区分記載請求書の保存が必要**です。
○ 電子帳簿保存法の**スキャナ・スマホ保存も検討**しましょう。

□ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

○ インボイス制度の開始後も**帳簿の記載事項は変わりません。**
○ インボイス保存不要な特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その**旨の記載が必要**です。
○ 仕入税額の計算方法は、**積上計算と割戻計算があります。**（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート

（令和6年9月版）

２割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。（令和5年10月1日から令和8年9月30日の属する課税期間において適用可能です。）

START

インボイス発行事業者の登録を受けている。

NO → 2割特例を適用することはできません

※免税事業者の方は消費税の申告義務はありません。

YES ↓

対象期間

令和5年10月1日を含む課税期間※ではない。

※ この「令和5年10月1日を含む課税期間」とは、同日をまたぐ課税期間をいいますので、同日から開始する課税期間の場合は「YES」へお進みください

YES →

NO ↓

届出状況

「**消費税課税事業者選択届出書**」の提出により**令和5年9月30日以前から課税事業者となっていない。**

YES →

NO ↓

基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも**1,000万円以下**

- **基準期間の課税売上高**

  ⇒個人事業者：2年前　法人：原則、2事業年度前

- **特定期間の課税売上高**※

  ⇒個人事業者：前年の1月から6月

  法人：原則、前事業年度開始の日から6月の期間

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

YES →

NO ↓

そのほかの要件

- 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により**課税期間を短縮していない。**
- **高額な資産を仕入れた**ことにより課税事業者となっていない。
- そのほか、個人事業者であれば相続、法人であれば合併・分割の特例により課税事業者となる場合など**2割特例を適用できない場合**※**に該当しない。**

※ 具体的にはインボイスQA問115《2割特例の適用ができない課税期間①》をご参照ください。

NO ←

YES ↓

2割特例を適用可能

事前に届出等の必要なく、申告書の所定欄に「○」をつけるだけ。仕入れに係る消費税額について実額計算不要。

2割特例を適用することはできません

- **一般課税**（インボイスの保存が必要）
- **簡易課税**（仕入れに係る消費税について実額計算不要）※

のいずれかの方法により、申告を行います。

※ 免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた課税期間や、前課税期間の申告において「2割特例」の適用を受けた課税期間は、その課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、その課税期間から簡易課税による申告が可能です。